

経 済 産 業 省

20231011貿局第2号
輸出注意事項2023第17号
輸入注意事項2023第16号
経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和5年10月18日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」
等の一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別紙1の改正規定 令和5年10月22日
- 二 別紙2の7中「セントビンセント」、「ウクライナ」に係る改正規定 令和5年11月16日
- 三 別紙2の7中「ケニア」に係る改正規定 令和5年12月21日

(別紙1)

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について(平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号)

改正後		現行	
別表第1～25 (略)		別表第1～25 (略)	
別紙1～10 (略)		別紙1～10 (略)	
別紙11 規制物質コード表(輸出貿易管理令別表第2の35の3及び35の4に掲げる規制物質)		別紙11 規制物質コード表(輸出貿易管理令別表第2の35の3及び35の4に掲げる規制物質)	
A. 35の3(1)の規制物質(ロッテルダム条約附属書Ⅲ)		A. 35の3(1)の規制物質(ロッテルダム条約附属書Ⅲ)	
規制物質コード	規制物質名称	規制物質コード	規制物質名称
(略)	(略)	(略)	(略)
010265	(略)	010265	(略)
<u>010268</u>	<u>テルブホス</u>	(新設)	(新設)
010270	(略)	010270	(略)
(削除)	(削除)	<u>010280</u>	<u>トリブチルスズ化合物(ビス(トリブチルスズ)=オキシド、トリブチルスズ=フルオリド、トリブチルスズ=メタクリラート、トリブチルスズ=ベンゾアート、トリブチルスズ=クロリド、トリブチルスズ=リノレアート、トリブチルスズ=ナフテナートを含む全て)</u>
010285	(略)	010285	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
010334	(略)	010334	(略)
<u>010400</u>	<u>デカブロモジフェニルエーテル</u>	(新設)	(新設)
010335	(略)	010335	(略)
010336	(略)	010336	(略)
<u>010410</u>	<u>ペルフルオロオクタン酸、ペルフルオロオクタン酸塩及びペルフルオロオクタン酸関連物質</u>	(新設)	(新設)
010340	(略)	010340	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
010365	(略)	010365	(略)
010370	<u>四</u> エチル鉛	010370	<u>4</u> エチル鉛

010380	<u>四</u> メチル鉛
010390	(略)
<u>010280</u>	<u>トリブチルスズ化合物（ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、トリブチルスズ＝フルオリド、トリブチルスズ＝メタクリレート、トリブチルスズ＝ベンゾアート、トリブチルスズ＝クロリド、トリブチルスズ＝リノレアート、トリブチルスズ＝ナフテナートを含む全て）</u>
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)

B～H (略)

別紙 1 2 (略)

010380	<u>4</u> メチル鉛
010390	(略)
(新設)	(新設)
<u>010400</u>	<u>デカブロモジフェニルエーテル</u>
<u>010410</u>	<u>ペルフルオロオクタン酸、ペルフルオロオクタン酸塩及びペルフルオロオクタン酸関連物質</u>

B～H (略)

別紙 1 2 (略)

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部は改正部分）

○輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）

改 正 後	現 行
1～6 （略） 7 水銀に関する水俣条約の締約国等 アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、<u>ケニア</u>、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、<u>セントビンセント</u>、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、トルコ、ツバル、ウガンダ、<u>ウクライナ</u>、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア、ジンバブエ 8～11 （略）	1～6 （略） 7 水銀に関する水俣条約の締約国等 アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、トルコ、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア、ジンバブエ 8～11 （略）